

第Ⅱ章

本会災害対策本部の動き

1. 災害支援ナーズの輸送

1) 概要

今回の震災では鉄道網等の公共交通機関が広域かつ甚大な被害を受け復旧の見通しがたたなかったことから、災害支援ナーズが個別に被災地に入ることは困難と判断し、移動手段を本会で確保することになった。幸い、東北自動車道（以下、東北道）や内陸部と沿岸部を結ぶ国道は、亀裂や段差、路肩の崩壊等があったものの震災後速やかに救援ルートが開かれたため、機動力のあるバスを調達し、すべての車両を緊急車両として登録した上で、東京から被災地までの輸送網を構築した。毎日30人前後の班単位で派遣を実施したが、宅配等の物流網も寸断されたなかで看護師だけでなく支援物資も運べるバスの威力は大きく、活動全体を支える輸送インフラとして大きな役割を果たした。



表参道で出発準備を進める災害支援バス

2) 実施内容

(1) 輸送網の構築

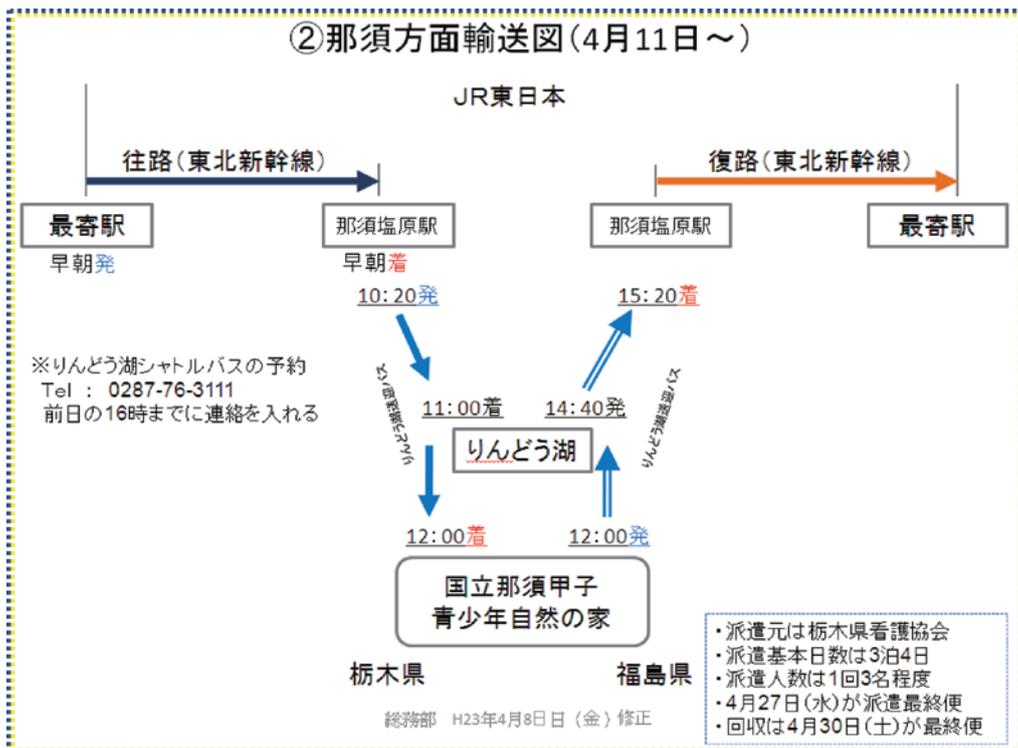
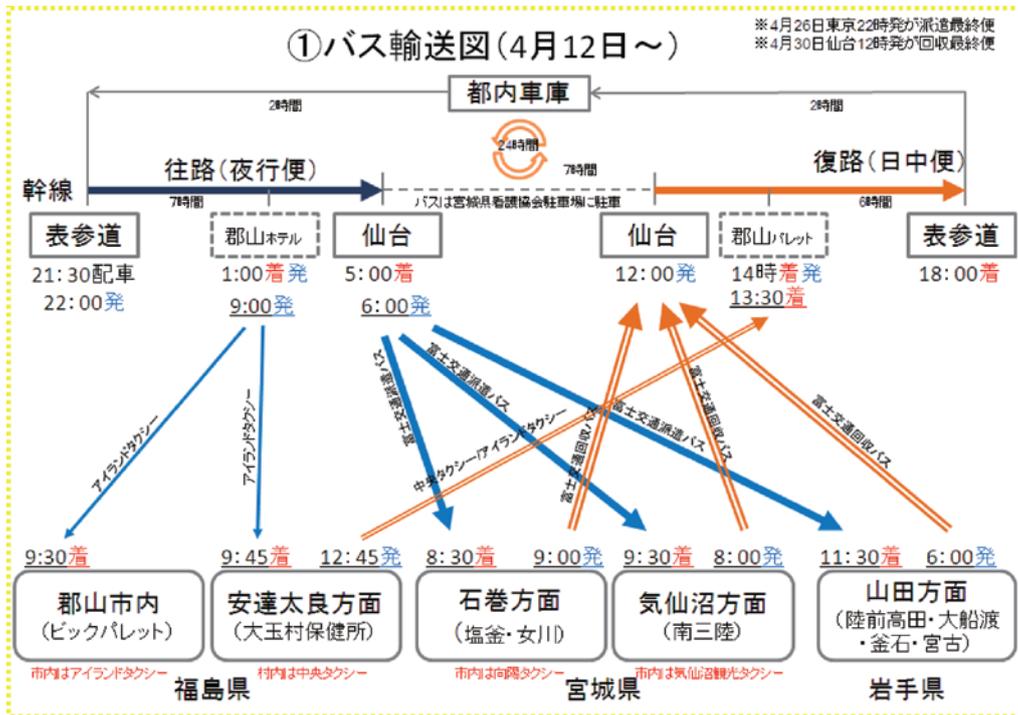
被災地までの長大な輸送網は、途中に乗り換え拠点のターミナルを設け、縦方向の東北道には大型の幹線バス、横方向の国道には小型の支線バスを走らせる構成を基本とした。運行の定時性と車両の効率的な運用を目指したものだが、道路の啓開（瓦礫等の障害物を取り除いて緊急車両が通行できる最低限のルートを確認する作業）が内陸部から沿岸部へ「くしの歯」状に進められていたことを考慮した。



幹線バスと支線バスを東北道上で接続

実際の運行は、岩手・宮城両県では宮城県看護協会（仙台市青葉区）がハブターミナルとして東京（表参道）から到着した看護師と支援物資を被災地沿岸部へ方面別に振り分ける機能を果たし、派遣先の展開や状況の変化に応じて、東北道上の前沢SA、長者原SA、菅生PA等がサブターミナルとして機能を補完した。

福島県内では、安積PA、避難所となったビックパレットふくしま（郡山市）等がターミナルとなり、派遣規模や宿泊所との移動を考慮して地元タクシーによる輸送で対応した。また、やや変則的な輸送例となるが、栃木県と県境を接する福島県西郷村に設けられた避難所へは、地元の観光レジャー施設が東北新幹線那須塩原駅から毎日運行していた送迎用バスに便乗させてもらった。



平成28年4月1日	
運行指示書	
= 4月1日(金)~4月2日(土) =	
4月1日(金)石巻方面(送る人)	
	仙台出発
	14:00
①蛇田小学校(2名)	15:30
②蛇田中学校(2名)	15:40
③住吉小学校(2名)	16:00
④磯小学校(1名)	16:15
⑤開北小学校(2名)	16:30
⑥山下小学校(2名)	16:45
⑦好文館高校(1名)	17:00
⑧渡波小学校(2名)	18:00
4月2日(土) (回収)	
	出発時刻
①渡波小学校(2名)	8:00
②磯小学校(1名)	8:20
③開北小学校(2名)	8:30
④住吉小学校(1名)	8:45
⑤住吉中学校(1名)	8:55
⑥山下小学校(2名)	9:10
⑦好文館高校(2名)	9:30
⑧釜小学校(1名)	9:45
⑨青葉中学校(1名)	10:00
⑩蛇田中学校(2名)	10:30
	仙台到着 12:00

バスへの運行指示書

毎日、方面別に立ち寄り先の時刻を記載して運転手に渡した(富士交通)。

支線バスは災害支援ナースを送り届けた後、そのまま現地で待機し、翌朝、任務を終えたナースを回収して帰還した。

(2) 輸送手段の確保

震災直後、東北道はほぼ全線が緊急交通路に指定され、通行するには車両ナンバーを登録し出発地の警察署を通じて公安委員会から「緊急通行車両確認標章」の交付を受ける必要があった。そこで、車両の確保を急いだ。調達は容易ではなかった。

まずは先遣隊用として都内のレンタカー会社にワゴン車を手配した。しかし、災害派遣が目的とわかると本社の指示で貸し出せないと断られた。他の会社も同様の反応で、なかには、行き先を「東北方面」と伝えただけで断られるケースもあった。

並行して、本隊輸送用に貸切りバスの調達を進めた。バス事業者を幹線と支線で分け、幹線は自前の給油施設を持ち車両の整備態勢が充実した都内の大手事業者、支線は被災地の地理や道路事情に詳しく山間部の雪道・凍結路の運転にも慣れた地元の事業者へ委託することで運行全体の信頼性と機動性を高めることにした。

しかし、途中まで進展をみせていた都内バス事業者の団体である社団法人東京バス協会(現在は一般社団法人)との調達交渉は、同じくバスの調達を急ぐ東京都が同協会へ働きかけを始めたことで、枠外に押し出される格好となった。個別の事業者からは、被災地での燃料不足、東北道上での放射線被ばくを懸念する労働組合の反対、寸断された交通網の代替輸送に車両と乗務員を駆り出されている等を理由に次々と断られた。結局、本会が被災地での燃料確保に最大限協力することを約束して、当初難色を示した事業者(2社による共同運行)に引き受けてもらった。

一方、被災地では、有力バス事業者のほとんどが、車両流出、施設の損壊、従業員の被災等に見舞われ、加えて、地元自治体や個別の病院等からの緊急要請が殺到していて、とても本会の申し出を受けてもらえる状況ではなかった。そこで、津波の影響が及ばない内陸部に拠点を置き他社の系列には属さない、身軽な経営体質・規模の事業者を探し出して交渉を再開することにした。その結果、十数件目ようやく引き受け先を見つけることができた。

(3) 燃料の確保

震災によって燃料の供給ルートが断たれ、特に被災地方面では3月末頃まで燃料確保について先の読めない深刻な状況が続いた。バスによる輸送網が十分に機能できるかどうかは燃料である軽油の安定調達にかかっており、バス事業者の不安もこの点に集中した。そこで、災害支援バスの運行開始に先立ち、実際に走行して、路面の状態や他の通行車両の様子、サービスエリアの稼働状況、所要時間等を確認するのを兼ねて仮復旧してまもない東北道上の給油状況を直接調べることにした。

具体的には、自家用車を緊急車両として別途登録し、東北道を浦和から福島まで往復走行して上下すべての給油所に立ち寄り、油種毎の在庫状況や給油量の制限措置、混雑する時間帯等をヒアリングしてまわった。災害支援バスを走らせたい旨説明すると、殆どの給油所では快く情報提供に応じてくれ、なかには、タンクローリーの到着時刻や計画停電（停電中は給油できない）の予定まで詳しく教えてくれる給油所もあった。宮城県以北の東北道については富士交通（仙台市太白区）が調べてくれた。

これらの情報でバスの運行に必要な燃料はすべて東北道上で調達できる見通しとなり、3月22日の輸送開始に向けて最大の不安材料が払拭された。

(4) 輸送を支えた協力者

今回の輸送は、被災地や出発地域の多くの方々からの献身的で強い使命感に裏付けられた協力・支援がなければ為し得なかった。例えば、支線バスの輸送を担当した富士交通の菊地会長には、毎朝、体調がすぐれないなかでも自ら宮城県看護協会の駐車場で陣頭指揮をとり、沿岸部へ向かうバスの振り分け作業を懸命に行っていた。那須りんどう湖ファミリー牧場には、自社の施設が地震で被災し、加えて、原発事故による風評被害を受けて集客が激減し経営が大きなダメージを被っているなかで、毎日、通常の送迎ルートを往復50km延伸して、標高1,000メートルの国立公園内にある避難所まで災害支援ナースを無償で送り届けていただいた。本会の本部ビルがある表参道では、明治神宮が被災地の一日も早い復旧復興と災害支援ナースの無事を願う地域の方々の声を受け、災害支援ナースはもちろんのこと、安全輸送を担うドライバー一人ひとりにまで肌守りを授け、心の支えとなっていた。その他本当に多勢の方に支えられての活動であった。



明治神宮の肌守り

(明治神宮から、災害支援ナースの安全と被災地の復興を祈念して肌守りを頂いた)

(5) 輸送実績

① 運行本数

- a. 本会 ⇄ 被災県（幹線輸送）

- 表参道 ⇔ 盛岡…… 4本
- 表参道 ⇔ 仙台……75本
- b. 被災県 ⇔ 支援先（支線輸送）
 - 仙台 ⇔ 宮城県内・岩手県内……161本（小型バス）
 - 宮城県内…… 3本（タクシー）
 - 福島県内……235本（タクシー）
 - 那須塩原駅 ⇔ 福島県西郷村……16本（大型バス）

② 委託先

- ・東急バス・日の丸自動車興業共同運行（東京⇔仙台・盛岡）
- ・富士交通（仙台⇔岩手県内・宮城県内支援先）
- ・りんどう湖ファミリー牧場（JR 那須塩原駅⇔福島県西郷村支援先）（無償）
- ・アイランドタクシー（福島県内）
- ・気仙沼観光タクシー（宮城県内）
- ・中央タクシー（福島県大玉村） 他



支援物資を輸送したバスの中



宮城県看護協会の方が、災害支援ナースを毎日見送ってくれた



災害支援ナースが着用したビブス



災害支援ナースを輸送したバスに貼付したステッカー
(ビブスとステッカーは発災後直ぐに発注した)



高台にあって被災を免れた岩手県陸前高田市にある保育園へ、
原宿キディランドから頂いた支援物資を届けた。
本会職員と「サンタさんが来た！」と喜ぶ子どもたち

2. 支援物資の輸送

1) 概要

3月14日から物資の調達を開始した。主に本会役員のネットワークや「看護の日」の特別協賛会社など連携のある企業を中心に支援物資提供を依頼し、約38団体から多くの物資の提供を受けた（別紙1）。

看護職が被災地で使用する感染予防の衛生材料に加えて、被災者や避難者が使用する生活用品に至るまで幅広い内容となっている。津波被害の特徴である瓦礫の多さから屋内外の粉じん対策、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症予防対策から、手袋やマスクなどの衛生材料のニーズが高く、追加提供を依頼し被災地に供給した。

避難期間が1ヵ月を超え要介護者に褥そうの発生が急増したことから、皮膚・排泄ケア認定看護師らの働きかけで褥そうケア用品の提供も受けた。

2) 支援物資の配布

(1) 配布方法

災害支援ナース派遣当初は同じ物資が大量に一定の場所に集中しないように、物資を避難所や病院などのタイプ別に必要な物資を細かく仕分けしセット化した。また、仕分けされた物資は、災害支援ナースを支援先へ移送するバスに搭載して、支援先毎に配布した。

(2) 配布先

- ① 災害支援ナース派遣先の避難所・病院
- ② 県看護協会
 - a. 被災県 岩手県、宮城県、福島県
 - b. 被災者受入県 秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- ③ 行政
 - 東北厚生局健康福祉部医事課
 - 仙台市健康福祉局保健衛生部
 - 蔵王町役場保健福祉課
- ④ 関係団体等
 - 日本助産師協会岩手県支部
 - 全国訪問看護事業協会
 - 日本保育園保健協議会
 - あべ俊子議員事務所
 - 東京大学大学院医学系研究科・村嶋研究室
- ⑤ その他
 - 本会常任理事訪問先、岩手県・宮城県避難所6ヵ所

(3) 支援物資内容 (p.63 別紙2参照)

支援物資提供企業

(掲載は五十音順)

- ・ アークレイ株式会社
- ・ 株式会社朝日エル
- ・ アルケア株式会社
- ・ 株式会社伊藤園
- ・ 井上クリニック糖尿病センター
- ・ エーザイ株式会社
- ・ MSD 株式会社
- ・ 株式会社大塚製薬工場
- ・ 表参道・新潟館ネスパス
- ・ 株式会社キディランド
- ・ 京都ブライトンホテル
- ・ 国分寺市医師会訪問看護ステーション
- ・ サラヤ株式会社
- ・ 株式会社三恵
- ・ 合資会社三和歯刷子工業所
- ・ ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
- ・ 神宮前地区町会連合会
- ・ スミス・アンド・ネフューウンドマネジメン
ト株式会社
- ・ 住友スリーエム株式会社
- ・ 医療法人財団石心会グループ
- ・ 大衛株式会社
- ・ 株式会社ディーエイチシー
- ・ テルモ株式会社
- ・ ナガイレーベン株式会社
- ・ ニチバン株式会社
- ・ ネスレニュートリション株式会社
- ・ 株式会社ノルメカエイシア
- ・ 白十字株式会社
- ・ パナソニック電工株式会社
- ・ 商店街振興組合 原宿表参道櫛会
- ・ P&G ジャパン株式会社
- ・ 株式会社ペプコム
- ・ ホテルグランパシフィック LE DAIBA
- ・ ミドリ安全株式会社
- ・ メデラ株式会社
- ・ メンリッケヘルスケア株式会社
- ・ 株式会社リクルートドクターズキャリア
- ・ 株式会社リクルートドクターズキャリア
社員有志の皆様



別紙2

支援物資一覧

区 分	内 容	個 数
医薬品	消化性潰瘍治療薬	11箱
	気管支拡張薬	9箱
	経口抗凝固薬	1箱
	抗炎症剤	1箱
	鎮痛解熱薬	1箱
	経口糖尿病薬	1箱
	降圧剤	3箱
医薬用品	血糖値測定チップ等関連用品	1,000箱
	褥そうケア用品	20箱
	医療用圧迫機能ストッキング	約2,800足
	血圧計	約1,050個
	体温計	約7,400本
	聴診器	50個
	うがい薬	1,000本
衛生材料	各種ガウン（絶縁、アイソレーション、ケアガウン等）	各1,000枚
	レギンスカバー	25袋
	マスク	約70,000枚
	ディスポ手袋	約2,000箱
	分娩マット、オサンパット	4,650枚
	介護シート	3箱
	粘着テープ	47箱
	衛生対策セット（体温計、マスク、うがい薬、手指消毒剤等）	72セット
消毒剤	除菌エタノールジェル、手指消毒剤	約4,500箱
	除菌ウェットティッシュ、除菌アルコールタオル	82箱
栄養補助食品	粉ミルク	約100缶
	粉ミルクキューブ、スティック	12箱
	栄養補助食品（ゼリー、経口補液等）7種	約14,000個
	経腸栄養剤2種	約100箱
一般食品	お菓子（チョコレート、おせんべい等）	約3,800箱
	缶詰（果物、魚）	約1,200缶
	カップ麺	360食
生活用品	水（330ml、500ml、2l）	約1,400本
	トイレットペーパー	約300ロール
	ティッシュ、ウェットティッシュ	720箱
	生理用品	約3,200パック
	簡易トイレ	10,000枚
	おむつ（介護用、子供用）	約80箱
	タオル、手拭	700枚
	歯ブラシ	25,200本
	使い捨てカイロ	約190パック
	電池	1,320本
	ろうそく	約1,200個
	冷却ジェルシート	約10,000枚
	衣類（下着、Tシャツ、防寒着等）	約1,800枚
	化粧品（化粧水、乳液）	80本
	文具、おもちゃ	約50箱
その他雑貨（ゴミ袋、紙コップ、スリッパ等）	約7,900枚	

3. 情報通信機器の整備

1) 概要

被災地の支援活動で災害支援ナース間の相互連絡がより円滑に行えるよう、各種の情報通信機器を調達した。

2) 実施内容

(1) 携帯電話について

日本国内における携帯電話通信事業大手3社のうち、旧電電公社時代から日本国内の通信インフラを受け継ぐNTTグループ会社は、日本電信電話法により「地域会社による適切かつ安定的な電気通信役務提供の確保」を担うことが定められていることもあり、通信会社の性質が他社と異なる。そのため本会では、被災地支援活動に用いる携帯電話としてNTTグループのNTT-docomoを中心に用意した。ただし、被災地域における基地局設備の損壊の状況によっては、通信会社による通信可能エリアが異なることを考慮し、強み弱みを相互に補完し合うことを見込んで、auその他の携帯電話も含めた計画的な配備を行った（表中－I）。

NTT-docomo 携帯1台、au 携帯1台、WillcomPHS1台に加えて、現地で充電等に必要になるテーブルタップ（電源延長コード）を1セットとして箱に入れ各班に貸し出した。貸出セットは、次のようにローテーション体制を取った。①JNAビル出発前にオリエンテーションを実施し、各班の班長の責任により管理することを説明 ②帰還後速やかに返却してもらう ③故障や紛失備品がないことを確認して、次に出発する班への貸出セットとする ①にもどる

(2) 衛星携帯電話^{*1}について

衛星携帯電話については、有線固定電話や通常の携帯電話による通信網が復旧していないエリアでは、他に代替する通信手段がないことが明らかであったため、レンタル機器として調達し携行できるよう配備した（日本国内で利用可能な衛星携帯電話システムには、「インマルサット」「イリジウム」「ワイドスター」があるが、災害支援活動に向けて調達できたのは、「インマルサット」「ワイドスター」であった）。携帯電話の通信網が被害を受けたことにより、連絡相手の通信状態が不明なことが多く、通常の携帯電話の電波が届くところで連絡を取り合うという手段を取ったため、衛星携帯電話はほとんど使用しなかった。

(3) その他の情報通信機器手配について

宮城県看護協会内に設置された本会の災害対策本部は、被災3県における支援活動の現地本部として情報集積の基地を担うこととなるため、（表中－II）の構成の機器一式を3月下旬から4月末まで常設し連絡体制を整えた。さらに、支援活動期間中は余震等による再度の通信遮断も予見されたため、固定型の衛星通信電話も設置した。

くわえて、連絡の受け手の時間を制約しないように、電子メールによる情報伝達環境も整備した（表中－III）。メールアドレスについては、本会内のメールホストに災害対応専用のアドレスを設定したほか、各県毎の支援活動用にフリーメールアドレスを取得し、随時、支援ナースからの活動報告を受信した。

フリーメールアドレスと災害支援ナース個人が所持する携帯電話のメールによる連携は、支援活動の進捗報告において大変有効に機能した。

手配した情報通信機器リスト	
I) 災害支援ナース活動時連絡専用（レンタル調達）	
・携帯電話（NTT-docomo/au）	38 機
・PHS（Willcom）	6 機
・衛星通信電話（NTT-docomo、ワイドスターDUO）	1 機
・インマルサット衛星携帯電話	4 機
II) 宮城県看護協会内災害対策本部連絡用	
・ノート PC	2 式
・ノート PC 用データ通信カード	5 式
・ファクシミリ	1 式
・携帯電話（NTT-docomo）	1 機
・衛星通信電話（NTT-docomo、ワイドスターDUO）	1 機
・その他周辺機器（電源タップ、AC アダプタ、ネットワークケーブル等）	
III) 電子メールによる情報伝達環境の整備	
(1) 本会内災害対応専用メールアドレスの新設 saigai-na@nurse.or.jp の新設	
(2) 災害支援ナース連絡用メールアドレスの手配（Google 無料 Web サービス）	
① 宮城県内利用 saigainursejna@gmail.com（3/28 利用開始）	
② 岩手県内利用 iwate.saigainurse@gmail.com（4/14 利用開始）	
③ 福島県内利用 fukushima.saigainurse@gmail.com（4/14 利用開始）	

※1 衛星携帯電話について

衛星通信という手段は他に通信通話手段の全くないところでは大変有用であるが、しくみ上「空が見える場所（屋外もしくは屋内であっても窓際等の通信衛星との間に何もさえぎるものがない場所）でしか使用できない」「通信衛星の方向にアンテナを向け続けていなければ待受状態の維持も通話もできないため、自動車等で移動しながら使用することが困難である」といった特性があるため、利用者はこれらの特性を十分に理解した上で携行する必要がある。

衛星携帯電話を備品として常備するには、次に示すように幾つかの課題もある。①通常の携帯電話と違い一般利用向けに数多く出回っている機器ではないため、維持費（初期費・月額固定費・通信費）が大変高価である ②衛星通信の特性から通常の携帯電話とはかなり使い勝手が異なっているため利用者が相応のトレーニングを日頃より行っていないと肝心のときに活用できない（取扱方法を理解し慣れておかないと有効に使えない）③めったに使わない機器である割にはバッテリー劣化等の陳腐化が激しい機器でありメンテナンスを常時しておく必要がある ④衛星通信といえども地上の基地局を経由して通話がなされるので「輻輳（回線の混雑による不通状態）」が起こった場合はつながらない。

通信衛星にも基地局にも依存しない独立した通信方法として、無線機（アマチュア無線等）の活用が考えられる。支援活動のエリアが限定的で相互に連絡を取り合うメンバーの活動範囲が限られるのであれば、市販のトランシーバ（免許不要）やアマチュア無線機の活用を考えることが現実的であり有効である。

(4) 今後の課題

上記に掲げた記載内容は、本会が災害支援活動を行った時点での選択である。情報通信に関する状況は、昨今の情報通信業界の市場動向の影響を受け激しく推移するため、常日頃より情報通信分野の市場動向に注意を払い、適切な手段を選択できるように情報収集しておく必要がある。

4. 放射線看護に関する教材の作成

1) 概要

東日本大震災により引き起こされた「福島第一原子力発電所事故」では、住民の健康不安や風評被害等、事故の社会的影響は深く、甚大な複合災害となった。

さらに、この事故により多くの人々に放射線被ばく・放射線による健康影響に対する関心と不安をもたらすこととなった。本会では、看護職が放射線の健康への影響を正しく理解し、複合災害であるこの事故へどう対処すべきかを理解することに役立てていただくよう、東日本大震災から5日後に放射線医学・看護の第一人者である草間朋子氏（大分県立看護科学大学学長（当時）・本会副会長）による講義を撮影した。

この撮影記録を、「原子力災害と看護職の役割」としてDVD作製し、被災県をはじめとする都道府県看護協会や厚生労働省へ送付すると共にWebストーリーミング教材としても配信した。

収録した教材のタイトル・時間等

収録日/場所	タイトル	時間	送付先	配信等
2011.3.16/ 大分県立看護科学大学	原子力災害と看護職の役割－放射線の健康影響を正しく理解する	60分	47都道府県看護協会・厚生労働省（DVD）	Web配信
2011.3.25/ 日本看護協会ビル	原子力災害と看護職の役割－被ばく線量の推定の仕方－健康影響は被ばく線量が重要!!－	21分	47都道府県看護協会・厚生労働省（DVD）	Web配信
2011.4.1/ 日本看護協会ビル	原子力災害と看護職の役割－妊婦さんの健康相談にあたって－	25分		Web配信

2) 実施内容

(1) 教材作成決定から撮影準備まで（2011年3月12日～3月15日）

3月12日福島第一原子力発電所の爆発が発生したとの報道後、看護職は放射線に関する正確な情報を知る必要がある旨を本会で検討し、草間朋子氏への講演依頼が提案された。

前述の提案を受け、3月15日洪愛子生涯学習担当常任理事により、本事業の実施が決定された。早急かつ正確な情報提供という本事業の目的から、インターネットによるオンデマンド配信を採用した。

配信業者及び収録のための専従スタッフは、震災後の交通網の寸断や余震などのため自宅待機で移動は困難となり、次年度に予定されていたインターネット配信研修担当の継続教育係職員2人が収録・配信のため、大分県へ向かうこととなった。

余震が続く中、移動直前までインターネット配信企業と情報交換を行い、配信システム準備と収録スケジュールの調整や手順の確認等を同時進行で行った。

(2) 教材の撮影および発送・配信（2011年3月16日～4月5日）

① 教材1の撮影および発送・配信（2011年3月16日～21日）

東京でも余震の続く中、3月16日に大分県に移動し、大分県立看護科学大学にて草間朋子氏の「原子力災害と看護職の役割－放射線の健康影響を正しく理解する」の収録を行った。

内容は、緊急被ばく医療において看護職が放射線の健康影響を理解し必要とされる知識に関することをはじめ、放射線測定機器の解説を加え紹介した。

配信用の撮影機種トラブルや撮影用の教室の変更など、予定の時間を超過したが、同日中に収録が終了した。

3月17日・18日は継続教育係全員で都道府県看護協会、厚生労働省等へ送付するためのDVDを製作し、郵便事情を考慮しながら全国に発送した。

災害対策本部とも連携をとり、3月21日には日本看護協会ホームページ及び法人会員ネットにおいて動画配信を開始した。

② 教材2の撮影および発送・配信（2011年3月25日～28日）

3月25日には「被ばく線量の推定の仕方－健康影響は被ばく線量が重要!!」を本会にて収録した。

28日に法人会員ネットにて公開し、DVD版も同日都道府県看護協会に送付した。

内容は、被ばく線量に基づく健康影響の理解を深めることと、住民の方の被曝線量の推定の仕方の具体例を示した。

③ 教材3の撮影および発送・配信（2011年4月1日～5日）

4月1日には「原子力災害と看護職の役割－妊婦さんの健康相談にあたって－」を本会にて収録を行った。4月5日には法人会員ネットにて公開した。

内容は、妊婦が被ばくに対し無用な心配をなくすために、看護職が理解すべき科学的根拠や正確な被ばく線量に基づく知識の提供等を示した。

(3) 問い合わせ・反応

DVDは、厚生労働省、47都道府県看護協会、本会役員はじめ関連部署へ配布後、看護系大学図書館より、DVDの閲覧希望があり追加送付した。

今回の教材については本会ホームページにて公開し、2週間（2011年4月12日～25日）で200件近いアクセスが確認された。

また、病院・大学等の施設から適切な情報提供に対する感謝の声や問い合わせ等があった。

(4) 平成24年度教育計画における企画

看護職が放射線に関する知識を習得し、実践に役立てることができるよう、平成24年7月には初のインターネットによるオンデマンド配信研修「看護実践に役立つ放射線の基礎知識」を開催する。同時に、アンケート調査等による評価を行う予定である。

原子力災害と看護職の役割
日本看護協会副会長/大阪国立看護科学大学学長 藤原節子

95. 自分自身の放射線防護

防災に係る人々(含 看護職)の被ばく線量の上限值

100 ミリシーベルト

放射線診療従事者(看護師等)の被ばく線量の上限值

生殖可能年齢の女性	5 ミリシーベルト/3月
その他	100 ミリシーベルト/5年間 50 ミリシーベルト/年

- ・自分自身の放射線防護
- ・自分自身の放射線防護2
- ・防災にかかわる人々(含看護職)の被ばく
- ・原子力発電所の事故特有な問題
- ・屋内退避と非難の目安の線量 (msv)

チャプターインデックス

- 自分自身の放射線防護
- 自分自身の放射線防護2
- 防災にかかわる人々(含看護職)の被ばく
- 原子力発電所の事故特有な問題
- 屋内退避と非難の目安の線量 (msv)

企画制作：公益社団法人 日本看護協会
Copyright(C) Japanese Nursing Association

原子力災害と看護職の役割
日本看護協会副会長/大阪国立看護科学大学学長 藤原節子

96. 被ばく線量の推定の仕方

住民の方々の被ばく線量の推定の仕方

外部被ばく

【空気中の線量率(マイクロシーベルト/時間) × 滞在時間】

内部被ばく

食べ物などを通して身体に入った放射性物質の量(ベクレル)からミリシーベルトへ

飲料水や食べ物の中の放射性物質の量(ベクレル/ kg) × **飲食物の摂取量**

身体に入った放射性物質の量(ベクレル) × **換算係数** (ミリシーベルト/ベクレル)

チャプターインデックス

- はじめに
- 初めに
- 被ばく線量の単位としての「シーベルト」
- 放射線と放射能と放射性物質
- 人体の被ばくの種類
- 外部被ばくと内部被ばくの影響
- 身体の中に入った放射性物質の行方
- 住民の方々の被ばく線量の推定の仕方
- 経口摂取による内部被ばくの種類と計算例
- 外部被ばく線量の推定
- 屋内退避と非難の目安の線量(シーベルト)

企画制作：公益社団法人 日本看護協会
Copyright(C) Japanese Nursing Association

原子力災害と看護職の役割
日本看護協会副会長/大阪国立看護科学大学学長 藤原節子

97. 胎児の被ばく線量の計算の仕方

母体が放射性物質を摂取した場合の胎児の被ばく線量

母体がセシウム-137を経口摂取した場合の胎児の被ばく線量

胎齢	換算係数(全身)
5週	0.0069 マイクロシーベルト/ベクレル
10週	0.0066 マイクロシーベルト/ベクレル
25週	0.005 マイクロシーベルト/ベクレル
35週	0.0018 マイクロシーベルト/ベクレル

【血液細胞は胎齢3週間目から形成される】

【計算例】
妊婦に気づかず(6週胎)、500マイクロシーベルト/kgのセシウム-137を含む野菜を、毎日35gずつ2週間食べ続けた場合の胎児の被ばく線量は？
500μSv/kg × 0.35kg/日 × 14日 × 0.0066μSv/Bq
=16マイクロシーベルト

チャプターインデックス

- 胎児の被ばく線量の計算の仕方
- 胎児の被ばく線量(内部被ばくの場合)
- 母体の内部被ばくによる胎児の被ばく線量
- 胎児の被ばく線量 3ヶ月-131
- 胎児の被ばく線量 セシウム-137

企画制作：公益社団法人 日本看護協会
Copyright(C) Japanese Nursing Association

5. 政府・政党への政策提言

1) 概要

政府や各政党等へ向けて、復旧・復興支援に向けた政策提言を実施した。医療機関や在宅ケア、保健活動の再建に向けた提言と、被災により失職等を余儀なくされた看護職の再就業支援に関する提言が主な内容である。これらは、政党の会議等で行われたヒアリング時に災害支援ナースの活動の報告とともに提言したり、平成24年度予算要望の際に合わせて要望するなど、様々な機会に行われた。

2) 実施内容

(1) 災害支援ナースの活動に関するプレゼンテーション及び緊急提言

民主党・自民党等に対して、災害支援ナースの活動の実際についてプレゼンテーションを行うと同時に、以下のような内容について緊急提言をおこなった。

4月13日	自民党厚生労働部会・厚生労働委員会合同会議
4月20日	民主党厚生労働部門会議
4月27日	民主党国民の安心の医療をめざす民主党看護議員連盟

緊急提言

1. 仮設住宅に、被災者の心身の健康維持、寝たきり予防、孤独死予防、健康相談支援のため『看護・介護支援ステーション（仮称）』の設置と看護職の必置
2. 在宅・施設療養者への24時間安定的な看護サービス提供体制の整備
 - 1) 訪問看護ステーションサテライト事業所の設置
 - 2) 在宅要介護者の生命・安全を確保するための体制整備
3. 行政機能を早急に再建し保健事業を推進
4. 被災した看護職の就業支援

(2) 要望活動

厚生労働省・民主党等に対し、以下の要望書の提出をした（被災地支援に関する要望事項のみ抜粋）。これらの要望は、平成24年度に向けた予算要望や、復旧・復興以外の本会の政策提言と合わせて行った。要望書提出の際には、災害支援ナースの活動や被災会員の実態調査の結果なども合わせて提示した。

	宛先	被災地支援等に関する主な要望事項
5月26日	厚生労働省医政局長	被災した看護職およびその他の医療従事者、保健医療施設への支援の推進 1. 患者・要介護者の緊急・臨時的な受け入れに伴い医療従事者配置基準等が充足されていない医療機関については、速やかにその実態を把握したうえで、看護職をはじめとする医療従事者の確保を強力に指導し支援されたい。 2. 効果的な就労相談を行うため、都道府県ナースセンター等の看護専門職の就労相談員をハローワークに出向かせる等、専門的かつ懇切な情報提供と相談対応を可能とする体制の強化を図られたい。
7月6日	民主党陳情要請対応本部長	被災した看護職およびその他保健医療従事者、保健医療施設への支援の推進 1) 医療機関等の職員確保の推進 2) 看護職の就労相談体制の強化 3) 行政保健師の人員確保の推進
7月11日	国民の安心の医療をめざす民主党看護議員連盟会長	
9月28日	民主党幹事長	被災した看護職等の保健医療従事者、保健医療施設への支援 医療機関の休止等により、多数の看護職が失職あるいは離職を余儀なくされています。被災地内の看護職の雇用の創出と医療機関の職員確保を同時に推進するための就労相談体制の強化等の予算措置を要望します。 また、被災者の健康管理、地域保健福祉活動の再構築等、予防的な観点から被災者支援を行うための行政保健師の増員等の対策を併せて要望します。
10月3日	厚生労働大臣	
10月5日	内閣総理大臣	
10月27日	公明党代表	
11月17日	自由民主党 組織運動本部厚生関係団体委員長 税制調査会厚生労働部門長	
平成24年 4月26日	衆議院 災害対策特別委員会委員長	保健・医療における災害支援の体制整備 1. 「健康」「公衆衛生」の観点に立った法律の見直しと保健師の位置づけの明確化 2. ボランティア活動の明確な位置づけと保障 3. 支援者の安全の確保 (pp. 72-73 別紙1参照)

平成 24 年 4 月 26 日

衆議院

災害対策特別委員会

委員長 村井 宗明 殿

公益社団法人 日本看護協会

会 長 坂 本 す が

保健・医療における災害支援に関する要望**要 望 の 骨 子**

1. 「健康」「公衆衛生」の観点に立った法律の見直しと保健師の位置づけの明確化
2. ボランティア活動の明確な位置づけと保障
 - 1) ボランティア活動について
 - 2) 支援活動の要請と費用支弁
3. 支援者の安全の確保
 - 1) 救助活動の行動指針の策定と見直し
 - 2) 復興に向けた中期的な人材確保対策の検討

1. 「健康」「公衆衛生」の観点に立った法律の見直しと保健師の位置づけの明確化

災害救助法は、「災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的とし、災害対策基本法は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護」し、「社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること」を目的としている。いずれにも、国民の基本的な権利である生存権を保障するための「健康」「公衆衛生」の観点が不十分である。

災害対策基本法に基づき中央防災会議で作成される「防災基本計画」では、「避難場所の運営管理」として、「医師や看護師等による巡回」により、「避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする」と記載されている。保健師は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震・中越沖地震をはじめとして、発災直後の急性期から、復旧期、中長期的な復興期に至るまで長期的・継続的に地域住民とかかわっている。今回の東日本大震災においては、延べ1万1,267人（平成24年3月26日現在）の保健師が地域全体の避難場所を把握し、住民の健康管理や保健予防に携わった。

被災者の健康で安全な生活を保障するために、各災害関連法や防災計画等に「健康」「公衆衛生」などの対策を明文化し、それらを担う専門職としての「保健師」が災害対策全般にわたって参画でき、効果的に活動できるよう明確に位置づけていただきたい。

さらに、平時から適正な人員配置をするなど、有事に向けた体制づくりについても対策を講じていただきたい。

2. ボランティア活動の明確な位置づけと保障**1) ボランティア活動について**

今回の大震災は、大規模な被害が広範囲にわたり、避難者や避難所数も想定をはるかに超え、乳幼児や高齢者、障がい者等の要支援者の健康管理など2次的健康被害に対する継続的な支援が不可欠であった。さらに、高齢化の進んだ被災地域では、仮設住宅における高齢者対応や要介護者の在宅ケアなど、地域に密着した支援活動が求められており、保健・医療領域のボランティアは、それら支援活動にあたるマンパ

ワーとして重要な役割を担っている。

本会の災害支援ナースも、基本的には各個人が各所属先から休暇をとり、支援活動に参加する無償ボランティアである。この度は、日本看護協会の調整として、発災から約2ヵ月間にわたり延べ3,770人、県協会調整として延べ2,611人、合計で6,381人が災害支援活動を行った。災害支援ナースは、24時間避難所等に常駐して、避難者へ直接的支援を行ったり、被災医療機関等における看護職の交代要員として活動した。

また、災害支援ナースは、志のある看護職が予め自費で研修を受け、その後のフォローアップ研修等を受けながら研鑽を積み、質の保持・向上に努めている。このような専門職の教育や研修等についても、補助や支援を検討していただきたい。

一方で、ボランティア活動に従事する支援者は、活動中に災害の2次被害に遭遇するなどの危険性を持つのだが、現行法上にも制度的にも明確に位置付けられてはいない。今後、厚生労働大臣又は都道府県知事から要請があり、組織的に救助活動を実施した法人等の団体から加わった者が、救助活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合などにおいては、何らかの保障を講じていただきたい。

2) 支援活動の要請と費用支弁

災害補助法第35条では、被災知事の支援要請を根拠として、災害支援に要した費用支弁が認められている。本会は、平成23年3月21日から災害支援ナースの派遣を行ったが、平成23年4月1日付厚生労働省医政局長の派遣要請文書を根拠として費用支弁が認められた。

今回の東日本大震災では、被災地が1県にとどまらず広域にまたがったために、各県からの支援要請だけでなく、厚労省等の行政機関が一括して支援要請するなど、弾力的な運用をしていただいたことにより速やかな支援活動が可能となった。

今後も、災害支援の要請を都道府県知事のみ限定することなく、厚労省等の要請も可能とすることや、費用代弁の適用を災害支援の要請日からではなく、災害支援活動を開始した日に遡って行う等、柔軟な対応を講じていただきたい。

3. 支援者の安全の確保

1) 救助活動の行動指針の策定と見直し

東日本大震災では、被災地の保健師や訪問看護ステーションの看護師が、地域住民や利用者の安否確認や要介護者の避難誘導に向かい津波に流され死亡した、という報告があった。

業務中に災害が発生場合の避難誘導など、救助活動については看護職が2次被害に遭わないよう、最低限の行動指針を策定することが必要である。

すでに、防災計画等で規定された対策指針がある場合は、改めて支援者の安全確保の観点から見直すよう要請するなど、必要な対策を講じていただきたい。

2) 復興に向けた中期的な人材確保対策の検討

東日本大震災では、医療従事者にも多くの被害が及び、看護職の減少した保健・医療機関では、発災直後から現在まで、残された看護職に過重な業務負担がかかっている。職場に残って勤務を続ける看護職の多くは、自らも被災した看護職である。何日にもわたって超過勤務が続くことにより、疲弊して過労死等を招くことのないよう労務管理上の安全配慮が必要である。

また、復旧・復興の途上において、自らが被災者である看護職が健康に働き続けるためには、十分な休養を確保して、適正な交代制勤務を保障できるような人材確保が必要である。

県内外からの看護職をはじめとした医療従事者が、一定期間(概ね1年程度)被災地の医療機関で勤務できるような枠組みの構築など、人材確保対策を講じていただきたい。

6. 国外からの支援と連携

1) 概要

東日本大震災は、前年の2010年1月に発生したハイチ地震や同年2月のチリ地震に続いて、一国の社会経済や人々の安全と暮らしを根幹から揺るがす大規模損害をもたらし、世界の看護界を震撼させた。そうした中で発災直後から組織的な対応を図り、看護職の真価を示した本会活動への注目が集まった。

本会及び日本の看護職には、国際看護師協会（ICN）をはじめ、世界の看護師協会や看護団体、個人等から安否を気遣う声や励ましのメッセージ、災害支援金が多数寄せられた。本会では、それらに応じて、国内のみならず国外に向けても本会の災害対応活動を伝えた。

2) 実施内容

(1) 本会公式ホームページの制作・更新

- ① 和文：本会公式ホームページに、国外からの見舞状の送付団体の一覧を掲載した。
- ② 英文：2011年3月16日に東日本大震災に関する英文ホームページを開設し、本会会長挨拶、東日本大震災の概要、本会活動の概要（災害支援ナースの活動）、災害支援金を送付して下さった国外の団体・個人の一覧等を掲載した。これまでに、6回にわたって更新を図った。

(2) 国際看護師協会（ICN）との連絡・調整

本会は、発災直後に国際看護師協会（ICN）に連絡を取り、本会ビルと本会機能は維持されていること、および、本会内に会長をトップとする災害対策本部を設立したことを知らせた。これを受けてICNは、ホームページのトップで本会活動を紹介し、さらに、篤志の各国看護師協会等に向けて災害支援金の送付先を掲示した。

2011年5月ICN会員協会代表者会議（マルタ）において、本会の久常会長（当時）が、ブライアントICN会長およびベントン同事務局長と情報交換を図り、ICNはそれに基づき、同年6月に開催された世界保健総会の場で、日本政府代表団に本会活動支援を要請した。

さらにICNは、本会の要請により、本会が災害対応に要した経費を勘案して、本会の2012年度ICN会費負担額から100,000スイスフラン（約830万円、2011年12月末時点）の減額を決定した。

1月27日には、ICNの組織運営等のあり方について本会と意見交換を図る目的で来日したベントンICN事務局長が、津波被災地である福島県いわき市を訪問し、久之浜（写真1）および舞子浜病院において、福島県看護協会・高橋会長他から、当時の模様について説明を受けた。



写真1 向かって左：久之浜（福島県いわき市）で黙祷するベントンICN事務局長
同右：福島県看護協会・高橋会長

(3) 見舞状・災害支援金の収受と礼状の返送

国外の看護関係団体 55 機関および個人 29 人から見舞状や災害支援金を頂戴した（表 1、2）。災害支援金総額は、約 3,390 万円（2012 年 1 月末時点、日本円換算。）にのぼっている。これらに対して、本会会長名で礼状を返送するとともに、了解が得られた団体・個人の見舞状を編集して、“インターナショナル・ナーシング・レビュー（日本語版）” 第 34 巻 4 号¹⁾に掲載した。この記事は、次のサイトでも閲覧可能である。

<http://jnapcdc.com/info02/mos/top.html>（日本看護協会出版会株式会社ホームページ、平成 24 年 4 月 10 日確認）

(4) 国外メディアへの対応

2011 年 5 月 ICN 会員協会代表者会議（マルタ）において、メディア・ミーティング（各国記者 25 人）が行われ、久常会長（当時）が本会活動を紹介した。引き続き、3つのメディアから個別取材を受けた（写真 2）。また、国内においては、井伊常任理事が英国看護協会の機関誌“Nursing Standard”の取材に 3 回対応した。



写真 2 国外メディアの取材を受ける久常前会長（左から 2 人目）（2011 年 5 月、マルタ）

(5) 各種国際会議等における答礼

2011 年 ICN 会員協会代表者会議（マルタ、5 月）、ICN ワークフォース・フォーラム（ストックホルム、



写真 3 第 3 回日中韓看護学会開会式において、各国看護職からの支援への謝辞を述べる坂本会長（2011 年 10 月、ソウル市）

9月)、ICN アジア・ワークフォースフォーラム (マカオ、11月)、ICN 資格認定・規制担当者フォーラム (台北、11月)、第3回日中韓看護学会 (ソウル、10月)、米国看護師協会主催の全米看護の質指標データベース・カンファレンス (ラスヴェガス、1月) 等において、各国看護師協会からの支援に対して謝意を表した。

(6) 研修生への講義

国外からの研修生3団体27人に向けて、井伊常任理事が、本会震災対応活動に関する講義を行った。

3) 今後の課題

東日本大震災における看護活動に対する国外の関心に対して、適切な情報提供を図ることができた。今後、長期的な復興期を迎え、新たな関心が寄せられるものと思われることから、引き続き、ホームページや印刷物、各種会議等における対面での機会を媒体として、一層の情報提供を図ることが望まれる。

また、国外から寄せられた関心や支援を日本国内の看護職により広く知らせ、世界の看護職の連帯を強める契機とできれば幸いである。

参考資料

- 1) World to Japan: Messages of Support, 「日本のナースの皆さんに伝えたいことば」, インターナショナルナーシングレビュー日本版 34(4): 2-6, 2011.

表1 見舞状発信元 (国名英語表記アルファベット順)

国際看護師協会 (ICN)	レソト看護師協会	台湾看護師協会
オーストラリア看護師協会	マカオ看護師協会	台湾労働組合連合会
オーストラリア看護連盟	マレーシア看護師協会	台湾看護管理協会
中華護理学会	マケドニア看護師助産師協会	タイ看護師協会
カナダ看護師協会	モロッコ看護師協会	タイ看護師協会 会長
カナダ看護師労働組合連盟	モンゴル看護師協会	タイ看護助産評議会
コロンビア看護師協会	ニューヨーク州看護師協会	トルコ看護師協会
クロアチア看護師協会	ニュージーランド看護師協会	英国看護協会
デンマーク看護師協会	ニカラグア看護師協会	アメリカ看護師協会
ドイツ看護師協会	ノルウェイ看護師協会	テレサ・イン氏 (ICN 理事)
ハイチ看護師協会	パナマ看護師協会	ジュディス・オルトン氏 (ICN 前事務局長)
香港看護師協会	ポルトガル看護師協会	ブリジット・リンチ氏 (ICM 会長)
インド助産師協会	パキスタン看護師連舞	診断-介入-成果欧州共同協会
インドネシア看護師協会	ポーランド看護師協会	National Federation of Nurses (米)
アイスランド看護師協会	ロシア看護師協会	Regional Institute of Nursing (印)
アイルランド看護師助産師協会	スウェーデン保健医療専門職協会	Thigma Theta Tau, Upsilon Nu
インドネシア看護師協会前会長	スロヴァニア看護師助産師協会	オンタリオ工科大学デュラムカレッジ
大韓看護協会	スリランカ看護師協会	

表2 災害支援金寄付者（国名英語表記アルファベット順）

組織名/団体名	金額（約）	組織名/団体名	金額（約）
カナダ看護師労働組合連盟	438 万円	台湾看護師協会	1,700 万円
ドイツ看護師協会	12 万円	タイ看護師協会 会長	41 万円
大韓看護協会	260 万円	タイ看護助産評議会	26 万円
マケドニア看護師助産師協会	8 万円	トルコ看護師協会	36 万円
ニューヨーク州看護師協会	8 万円	アメリカ看護師協会	320 万円
ノルウェイ看護師協会	290 万円	診断－介入－成果欧州共同協会	0.8 万円
スロヴァニア看護師助産師協会	1 万円	National Federation of Nurses（米）	4 万円
スウェーデン保健医療専門職協会	8 万円		
（個人の方）			
Christina F, Simone and Tim, Louise H. and Daniel M., Sarah M., Jenn and Chris, Tom B., Tristen and Alexa, Jennifer B., Mary M., Deanna S., Rowena H., Rich O., Maria B., Susan H., Chris M., Heather L., Kathy D., Mechelle S., Phoebe C., Tuck J., Joan S., Gloria L., Fumi M., Fred H., Ann H., Mike T., Walter S., Hiroko K., Alan T.			

7. 広報活動

1) 概要

東日本大震災に対する本会の支援活動の内容を、会員をはじめとした看護職、国民、マスコミなどに向け広く情報発信した。主な内容は公式ホームページ、協会ニュース、ニュース・リリースでの情報発信、マスコミからの取材対応、読売新聞と THE DAILY YOMIURI での記事体意見広告などである。

2) 実施内容

(1) 情報発信

① 公式ホームページ（災害特設コンテンツのアクセス数：約7万件、3月末日現在）

「東日本大震災災害対策本部」の設置を受け、2011年3月14日（月）に公式ホームページ内に災害関連の特設コンテンツを掲載。随時、情報更新した。

- 【主なコンテンツ】
- ・ 支援活動（災害支援ナースの派遣状況・最新情報）
 - ・ 被災地の看護職員確保に向けた活動
 - ・ 被災会員の実態調査
 - ・ 被災看護職のための Q&A
 - ・ 支援金の窓口（支援金・物資提供者一覧）
 - ・ 災害時の看護関連情報
 - ・ 厚生労働省からのお知らせ
 - ・ 医薬品・医療機器の安全使用に関して
 - ・ 海外からの見舞状 など

② 協会ニュース（主な記事、発行部数：約66万部）

2011年3月号：「東日本大震災災害対策本部」を設置。支援金の募集

4月号：特集「惨状の中 奮闘する被災地のナースたち」

5月号：災害支援ナース914人を派遣

6月号：宮城県で「看護管理者懇談会」を開催

7月号：岩手県で「東日本大震災の体験を語る懇談会」を開催

9月号：災害看護担当者会議を開催。支援金の配分方法を決定

10月号：福島県で「看護管理者懇談会」を開催

11月号：連載「もっと！在宅ケアⅡ」で岩手県の訪問看護ステーションの活動



協会ニュース 2011年4月号 特集「惨状の中 奮闘する被災地のナースたち」

12月号：ウーマン・オブ・ザ・イヤー2012 大賞に看護研修学校の石井主任教員
 2012年2月号：「周産期における災害対策シンポジウム」を開催
 3月号：特集「震災から1年～被災地の看護職は、いま」

③ ニュース・リリースの発行（マスコミ、連団体など約1,200件に配信）

- ・東北関東大震災「災害支援ナース」を派遣（2011年3月18日）
- ・「災害支援ナース」914人（延べ3,764人）を派遣（2011年4月28日）
- ・「災害看護担当者会議」取材誘致（2011年7月29日）

④ プレスセミナーの実施（マスコミ対象の勉強会）

- ・「東日本大震災から7ヵ月」をテーマに10月28日に実施、参加数は30人。災害支援ナースとしての活動を白倉氏（長岡市・立川総合病院）、現地コーディネータの活動を看護研修学校の石井教員、災害支援ナースへのアンケート速報を井伊常任理事が報告した。

⑤ 読売新聞（約990万部）およびTHE DAILY YOMIURI（約3万部）での記事体意見広告

- ・震災発生1年を機に「暮らしと医療・看護」をテーマに、全国版朝刊見開き2ページカラーの記事広告を掲載（2012年3月11日）。坂本会長と南砂医療情報部長との対談をはじめ、被災3県の取材記事で構成。取材先は、介護老人保健施設松原苑（陸前高田市）、石巻市役所健康推進課、わかば訪問看護ステーション（いわき市）。本会の支援活動に関する情報（災害支援ナースの派遣、東日本大震災復旧復興支援室の設置、e-ナースセンターによる人材確保支援）も掲載（別刷りを参照）。

⑥ その他

- ・草間副会長の協力で、福島第一原子力発電所での放射性物質漏えい事故に対し、放射線の健康への影響を理解し、看護職としてどのように対処すべきかを理解するための教材「原子力災害と看護職の役割」を作成。公式ホームページで動画配信した。
- ・日本医学ジャーナリスト協会緊急公開シンポジウム「大地震でジャーナリスト、医療者はどう動いたかー被災地からのレポート」（2011年4月16日）で、看護研修学校の石井教員が災害支援ナースの活動を報告した。

(2) 取材対応

- ① 取材・問合せ（2012年1月末日現在）TV（NHK、TBS、テレビ東京、関西テレビ）、新聞（朝日、毎日、読売ほか）、雑誌など83件
- ② 掲載・放映実績（2012年1月末日現在）新聞（全国紙、地方紙）や雑誌のクリッピングの結果、東日本大震災関連で「看護協会」の記載のある記事は147件。「災害支援ナース」と明記されている記事は156件。TV関連では、NHK、関西テレビなどで災害支援ナースの活動が放映された。



朝日新聞 2011年4月4日付夕刊

8. 災害支援金

1) 概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災について、3月14日に設置された災害対策本部において、「被災者支援、支援物資の購入、災害支援ナースの派遣活動費用等」を用途目的とした災害支援金（義援金）の募集を決定した。

同日より平成23年7月15日までの期間、本会公式ホームページ上にて告知を行い、本会が開設している災害支援募金口座へ541件の企業、団体、個人の方々から災害支援金（義援金）が寄せられた。

2) 実施内容

(1) 入金総額

2億8,521万6,183円（平成24年3月末日現在）

(2) 大口寄附者及び金額（敬称略）

寄附金額	寄附者名
1,000万円 以上	株式会社東京スター銀行
	社団法人愛知県看護協会
	台湾看護師協会
500万円 以上	社団法人岐阜県看護協会
	社団法人熊本県看護協会
	社団法人埼玉県看護協会
	社団法人静岡県看護協会
	社団法人長崎県看護協会
	社団法人長野県看護協会
	社団法人北海道看護協会
	社団法人三重県看護協会
	社団法人山口県看護協会
	日本イーライリリー株式会社
	100万円 以上
アメリカ看護師協会	
岡山大学病院 看護部	
神奈川県看護連盟	
カナダ看護師労働組合連盟	
株式会社照林社	
株式会社日本看護協会出版会	
株式会社メディカ出版	
北里大学病院 看護部	
社団法人秋田県看護協会	
社団法人石川県看護協会	
社団法人愛媛県看護協会	
社団法人大阪府看護協会	
社団法人沖縄県看護協会	

寄附金額	寄附者名
100万円 以上	社団法人鹿児島県看護協会
	社団法人群馬県看護協会
	社団法人佐賀県看護協会
	社団法人滋賀県看護協会
	社団法人島根県看護協会
	社団法人東京都看護協会
	社団法人富山県看護協会
	社団法人奈良県看護協会
	社団法人兵庫県看護協会
	社団法人福井県看護協会
	社団法人福岡県看護協会
	社団法人宮崎県看護協会
	社団法人山梨県看護協会
	社団法人和歌山県看護協会
	杉谷 藤子
	大韓看護協会
	東海大学医学部附属病院 看護部
	東京都看護連盟
	東日印刷株式会社
	東洋羽毛工業株式会社
	長野県看護連盟
日本看護連盟	
ノルウェー看護師協会	
原宿表参道榎会	
北海道看護連盟 会員ご一同	
三重県看護連盟	

(3) 用途について

第3章「復旧・復興支援事業」第2項「災害支援金の配分」(p.95) 参照

9. 罹災見舞金等の支給

1) 「災害見舞金規程」改正の経緯

従前より会員の福利厚生として、本会会員が災害に被災した場合に際して見舞金を贈るため「災害見舞金規程」が規定されていた。今回の東日本大震災の被災状況を鑑み、罹災見舞金の対象範囲について避難指示を受けた場合まで拡大した。さらに、罹災見舞金申請手続に必要な「消防署・市区町村等発行の罹災証明書」を求めにくい場合、「これらに準ずる書類」として、本会が実施する調査の調査票等でも受け付けるよう規程を改正した。

2) 罹災見舞金及び弔慰金等の支給状況

規程改正を受けて、平成23年6月29日付文書にて被災状況調査に基づく見舞金の支給手続について県看護協会へ周知を行い、8月下旬から県看護協会を通じ支給を開始した。平成24年3月31日までの期間で、被災程度の変更を含む支給対象者の延べ人数は2,402人、罹災見舞金及び弔慰金支給合計金額は31,110,000円である。

<災害見舞金規程 抜粋>

(罹災見舞金)

第2条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じ、罹災見舞金を贈る。

- (1) 全焼または全壊 20,000円
- (2) 半焼または半壊 10,000円
- (3) 傾斜 10,000円
- (4) 床上浸水 10,000円
- (5) その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合又は居住する住宅からの避難指示（屋内退避指示を含む。）を受けた場合 等） 10,000円

(傷害見舞金)

第3条 略

(死亡見舞金)

第4条 略

(申請書類)

第5条 前3条に掲げる見舞金を受けようとする申請者は、次の書類を添えて都道府県看護協会長を経由し、本会会長に申請しなければならない。

- (1) 罹災見舞金
被害状況調査表（別紙）及び消防署・市区町村等発行の罹災証明書その他これらに準ずる書類

<慶弔見舞に関する規程 抜粋>

(死亡報告)

第3条 正会員が死亡した場合、都道府県看護協会長からの報告により、弔慰金を贈る。

東日本大震災による会員の被災状況及び見舞金金額

平成24年3月31日現在

	死亡	全焼 全壊	半焼 半壊	傾斜	床上浸水	流失	避難指示 継続中	支給額	対象者数
青森県	0	1	3	0	0	0	0	50,000	4
岩手県	9	167	42	13	12	17	27	4,210,000	247
宮城県	12	409	506	132	127	42	47	15,890,000	1,174
福島県	2	100	354	132	11	17	317	9,540,000	849
茨城県	0	7	55	8	3	0	0	770,000	70
栃木県	0	1	8	0	0	0	0	100,000	9
埼玉県	0	0	1	0	0	0	0	10,000	1
千葉県	0	5	31	6	1	0	0	460,000	41
合計	23	690	1,000	291	154	76	391	31,110,000	2,402

※) 被害状況は重複回答あり